

華南経済圏を見て思ったこと

古川 純

はじめに

社会科学研究所の海外企業視察企画への私の参加は、「中国企業視察」(1995.3)以来2回目である。前回参加した際の印象記は、月報No.386(1995.8.20)に「『改革・開放』政策の中国を見て」と題して寄稿した。読み返してみると、印象記の基調は、「北京で—社会主義市場経済と『腐敗』(有名な繁華街・王府井の大規模再開発をめぐる陳希同・北京市党委員会書記等の逮捕と更迭)、「上海と蘇州で—『上海ファッション』への道(個性なき量としての大衆を消費者とする「少品種大量生産」型から個性のある選り好みする消費者を対象とする「多品種少量生産」への移行、供給者=生産者の優位から消費者の優位への移行、企業内におけるデザインやマーケティング研究部門の重要性、アパレル産業によるファッション・ショーの開催)の2つに分けられ、最後に、朝日新聞連載が始まった「奔流中国 第1部」(なお3年間に渡った連載は、朝日新聞社編『奔流中国 21世紀の中華世界』として同新聞社より出版された、1998.4)のなかで「開放支える『中産階級』」に注目しながら「はたして中国では、西欧や日本でいう市民的『公共』の観念は生まれるのであろうか」という問いと期待で結ばれていた。寄稿文とともに掲載された写真には、今年2月に亡くなられた加藤佑治先生と屋台で偶然一緒になった中国人男性親子を囲んで浅見和彦所員と私が写っており、バックにある上海の「云南路灯火夜市」のごった返す活気が思い出された。

それから4年、中国の改革開放路線の急速な拡大は加熱気味(1979-1997年の平均成長率は9.8%と驚異的だったが、アジア金融危機と長江流域・東北地方の大洪水の影響のため1998年12月末では7.8%と下降した)で、日本のバブル崩壊—金融破綻に類似した現象は中国でも見られるようだ。なかでも有名なのは、今年1月に報じられた広東省の100%出資ノンバンク「広東国際信託投資公司」(GITIC)の債務超過(日本円で二千億円)による破産であろう(朝日新聞1999.1.25)。GITICの破産は、企業破産法(1986施行)に基づいて処理されることとなったが、「個人資産と登記された外債を優先的に返済する」とした中国人民銀行の公告(1998.10)は覆されて、広東省の清算委員会は人民法院の破産宣告の際に「外債を優先しない」(平等に返済処理を行う)と発表し、省政府も債務の肩代わり返済はしないと発表したとされる(稲垣清「投資公司清算で外資に募る中国不信」世界週報1999.3.16)。こうした不透明な処理方針は中国への信用不信(外資の逃避と外貨の流失)を急速に拡大するとともに、社会主義市場経済はやはり“社会主義・市場経済”なのだ(市場経済の論理では通用しないところを政治体

制の論理で押し通す)ということを痛感させる展開だったのではないかと思う。

実は私は、1997年度専修大学長期在外研究員としての後半6ヵ月(1998.3.26~9.30)を、北京日本学研究中心(国際交流基金派遣の客員教授)および中国社会科学院法学研究所(客員研究員)で過ごして首都・北京の空気は吸ったが、北京近くの直轄市=天津は訪れたものの、南中国については上海出張の際に上海社会科学院法学研究所を訪問したのみで、広東省や深圳経済特区、香港には旅行にも行ったことがなかったので、今回の華南経済圏視察への参加はさまざまな比較のための新しい経験として、期待するところがあった(なお、私の北京滞在中に実現したグループ研究「アジアにおける平和保障」のメンバーによる北京訪問=北京日本学研究中心での合同研究会「アジア太平洋の平和と安定-21世紀の日中関係を展望する-」および中国社会科学院法学研究所との交流[1998.9.1~6]の成果については、月報No.430に掲載された)。

「日技城」(テクノセンター)で知ったこと

私は経済学者ではないので、訪問先企業で見聞したことについては、非系統的に自分のアンテナに感応したことしか記述できないのはいうまでもない。出発前の学習会(小林守氏=三菱総合研究所アジア研究室「中国経済を取り巻く動向とビジネスの課題」、同氏は1992-95年香港駐在員)で学んだ「中国の国有企業改革」、「個人貯蓄が鍵となる中国型改革」、「中国進出企業



深圳経済特区出入境検査庁=古川団員撮影

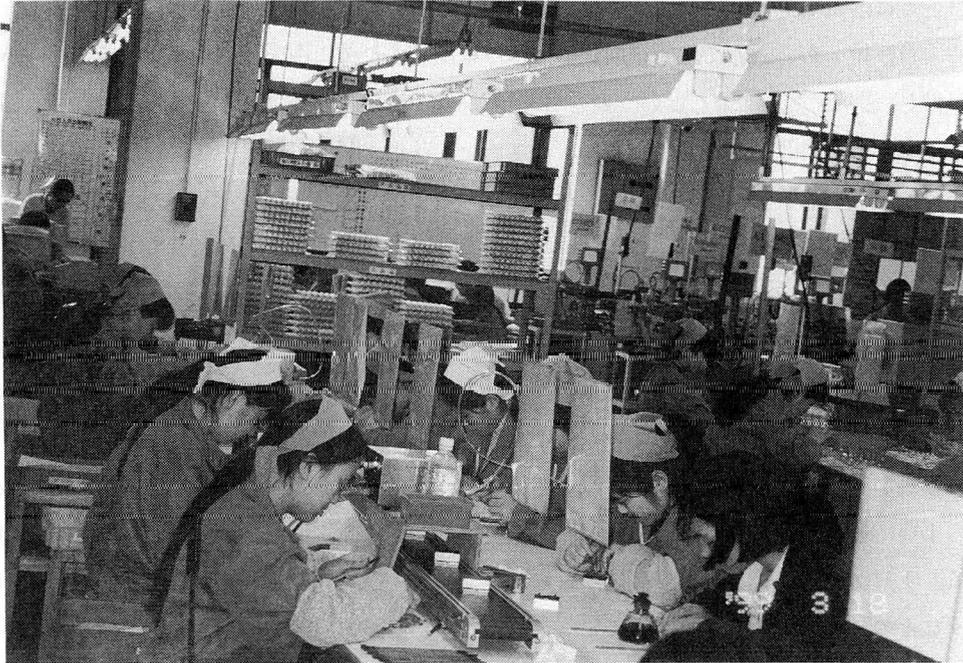
の利益動向」など、さらに香港での学習会（石井次郎氏＝宮川香港有限公司社長、川副哲氏＝肇英実業社長／お二人を含む5名で「日技城（テクノセンター）有限公司」を設立、参照：溝田誠吾「香港報告－日本人企業家の素顔に迫る 2・技術者不足を補った『日本政府のフル活用作戦』」サクセス・リンク1995OCT.）や「日技城」で解説・案内をされた星井清氏（同有限公司行政経理）のお話で知ったことは、北京で見聞していたこととは全く異なる、いわば中国・先進経済地域の最新情報であった。

深圳市は、1979年の3万人（内27000人の解放軍により道路建設）から現在は公称380万人（出稼ぎ労働が多く実勢は500万人）の人口へと急成長した都市である（上海・北京・天津・広州に次ぐ第5の大都市）。平均年齢は26才、男女比は3：7で女性が多い理由は、企業見学ですぐわかった。働いている人は女工さんが圧倒的に多い。永久戸籍を有する本来的な深圳の住民は100万人で、実勢500万人の2割、残る8割は出稼ぎ労働である。「地下から人が湧いてくる」（NHKスペシャル「12億人の改革開放 ③ 出稼ぎ少女たちの旅路」、1994.12.18放映）と表現されたそうだが、女工さんは貧しい内陸部の四川省等出身者が多く、給与の95%は実家に仕送りするそうだ。

①一般に中学卒業後15-6歳から22歳まで勤めて退職し故郷へ帰る（結婚や農業の跡継ぎのため）。企業によっては、例えばチップ部品製造の場合、1mm²×0.5mm²の3桁の数字を読んでピンセット装着するため視力が3.0以上のものでない限り採用しないと、複写機メーカーでは、流れ作業のため身長・座高をそろえて採用する方式をとっているそうである。

②労働時間は、法律上は1日8時間・週40時間労働だが、これは実は最低賃金支払いの面での制約で、超過労働は賃金（残業代）を支払えばよく、1日3時間や5～6時間の残業が平均で、企業によっては1日12時間労働で2交替制をとり、いわば年中無休のところもある（旧正月に2週間は休み、350日稼働）、という話であった。1993年に最低賃金制が導入されたが、「日技城」の平均賃金は月330元（1元＝約16円）で毎年月10元程度の昇給がある（3%）が全体として分母が小さいので日本とは比較にならない。この金額は、四川省の平均賃金の5～6倍、甘肅省では12倍（女工の賃金1ヵ月分は父親の年収分に相当する！）となり、女工さんは3年勤めて15万円を仕送りし、それで2階建の家を建てたり自分の結婚費用に当てたりしているそうだ。

③前記・星井さんは、オートメーション機械の金利分で女工さん200人が雇用できる（不況になれば解雇できる）ので、これは「乙女ショーン工場」！だと冗談を言われたが、「日技城」のなかの進出中小企業工場を見学していた同行所員の一人は途中で、「これは典型的な資本主義初期の搾取で、女工哀史じゃないか！」と言って、「むかついて気分が悪くなった」と屋外へタバコを吸いに行ってしまった。説明では、労働時間は1日平均11-12時間で、次のような勤



「日技城」内の工場＝古川団員撮影

務時間体制である。午前8時－10時（10分休憩）、10時10分－午後12時、12時－1時（昼休み、頭髪を洗う時間）、1時－3時（10分休憩）、3時10分－5時20分（この20分は10分ずつ2回の休憩に貸した勤務時間を回収する！ものだそうだ）、5時20分－6時（夕食の時間）、6時－10時（途中で肉マンを1個支給する慣行）。これは一見、「女工哀史」そのものように見える。しかし現実には、彼らは労働市場の論理に即して移動するのであり、6人部屋と言われる全寮制の建物は若い女性にはとうてい快適とはいえないかもしれないが、残業を与えないと女工さんはむしろ辞めるのだそうだ（労使共通の利益！と説明）。労働秩序の維持は、就業規則による罰金と解雇によっており、名札付け忘れは罰金1元、女性の髪の毛束ね忘れは5元だそうだ。背番号制をとっていて、1ヵ月に5つ不良品を出すとその者は解雇となる。逆に奨励制もあるので、8人で1日1.2万個のコンピュータ・キーボードスイッチを作っているときに、手の遅いものが一人いると他の7人がその者を責めて仲間による首切りが起こるといった話も聞いた。また、QCサークル運動は日本よりも有効で、コスト削減や品質改良の提案がよく出てくるといことも指摘された。医療に関して言えば、中国政府は強制保険制度を定めているが、あまり機能していないため会社が治療費を負担する（1回1－2元）という。企業にはタコ部屋とか逃亡監視のような強制装置は存在せず、市場の論理で動いているので、これを資本主義発達史の段階にあてはめて分析するのは逆に非歴史的な態度かもしれないが、やはり日本企業がア

ジア各地に進出して行っている低賃金労働の利用形態であることは間違いない。

④「日技城」が、一方で産業空洞化に悩む日本の中小企業に中国での企業展開を支援・機会を提供し（「レンタル工場」という表現もあったが、「日技城」は会社設立から人の採用、寮問題・食事や習慣の問題、電気・水道などのユーティリティ関係、材料調達・製造〔郷鎮企業への委託加工もある〕・製品受け取り、販売面までの手配を行う）、他方で貧しい中国奥地の若年労働者に雇用機会を創出することは、確かである（アジア進出企業はどこでもこう言って胸を張るのが常だが…）。石井さんの宮川製作所では、400人の労働者（workers）募集に1万人が応募したそうである。東京農業大学の500人インタビュー調査によると、内陸の各省・各郷鎮（町村）には若年労働者の送り出し－受入れを手配するシンジケートが存在し、政府役人がそこに介入することが判明したということだった。準公的な労働力供給システム（みんなが順番に豊かに幸せになるための仕組み）があるというわけである。大体3年で帰郷すると、彼らからよい待遇の話聞いた新しい人々が直接企業の門口に並ぶ現象（「地から人が湧いて出てくる」！）が起こることもある。技術者に関しては、「人材市場」と言うべきものが（深圳や広州などの）市によって運営されていると言われる。なお、帰国してから書店で見つけた関満博『アジア新時代の日本企業 中国に展開する雄飛型企業』中公新書、1999.2）は、今回見学したマブチ（東莞マブチ）について調査報告するとともに、日本企業進出の方式＝独资（100%出資）・合弁のほか、広東省独特の「委託加工」方式に関して実態の説明をしているので、参考になった。

⑤聞きとりによると、中国では戸籍制度によって農村から都市への移住が厳しく制限されていたが、1978年から始まる改革開放経済は沿岸部の労働力不足をもたらし、その結果、1985年に移住制限が緩和された。「農村戸口」（農村戸籍）と「都市戸口」（都市戸籍）が区別され、特に都市への移住が厳しく管理されてきたが、自分で食料確保ができるならば「臨時戸口」（臨時の都市住民登録）が認められることになったという説明であった^{〔註〕}。しかし10年も帰郷せずに居住している女性もいると言うから、なにか弾力的運用（というより裏の抜け道）があるようだ。深圳市では、農民が都市戸籍を取得するためには、7科目の試験に合格して一定の金額を用意すること（1997年には8万元が必要）が条件ということである。深圳市は、さらに37歳以下で大学卒のみに受験資格を認め、また各企業に受験資格の人数枠を与えるということも行っているようだ。上海・深圳では1997年から、マンションを購入すると一定の条件つきで、その都市の永住資格（戸籍）が取得できるという政策をとって、マンション開発を促進している。これらを通じて出来上がる地域社会は、知力・財力の面での明白な階層社会ではないか。私は、社会主義市場経済は、単なる「市場経済」となって、政治体制の面での「社会主義」の問題点（共産党の一党支配、中央集権的な国政の間接選挙制、個人に対する公的国家的利益の

重視、国有・公有制経済の優越性など、参照：姜克實『現代中国を見る眼 民衆から見た社会主義』丸善ライブラリー、1997.3）がますます目立ってくるであろうと思う。

〔注〕聞きとりによるこれらの情報は正確ではない。中国では、1958年に「戸口登記条例」（1958.1.9公布）が定められてから今日まで改正されてはいない（参照、宮坂 宏編訳『増補改訂 現代中国法令集』、1997、専修大学出版局）。ただし、1985年に「身分証条例」（身分証明書の制度）が実施されてからは、従来の戸籍制度による人口移動の厳しい制限が緩和される傾向になったということである（筆者の質問に対し、渠涛先生〔中国社会科学院法学研究所民法室〕より御教示を得た）。なお、木間正道・鈴木賢・高見澤磨『現代中国法入門』（1998、有斐閣）の「第8章 生活関連法」の中の「単位システム」の部分で、「戸口」および「単位」、「档案」に関する説明があり、「都市への出稼ぎは、これを送り出す農村では奨励され、受入れ側の都市でも黙認されるようになった。中国社会を都市を農村という2つの別世界に隔ててきた〔戸口〕管理にも弾力化の兆しが表れ、都市への合法的移住の道が限定的にせよ開かれつつある」（252頁）と指摘されている。

憲法改正による「非公有制経済」の法的保護

香港で見た3月16日付の「大公報」（Ta Kung Pao）紙の一面トップに「人大會議閉幕通過修憲」という大きな見出しがあったので、今回の全人代による憲法改正についてふれておきたい。

「社会主義市場経済」という言葉は、1992年10月の第14期党大会・政治報告の作成過程で、5月末頃の原稿作成の段階において、江沢民総書記が「社会主義の市場経済」という大胆な表現に率先して賛成する形でイニシアティブを発揮したことをきっかけに書き込まれたとされる（朱建栄『江沢民の中国 内側から見た「ポスト鄧小平」時代』、1994.5）。その後の1993年11月の第14期第3回中央全会（3中全会）で決定された「社会主義市場経済」システムの5本の柱は、①国有企業などに競争原理を積極的に導入する「近代的企業制度」、②価格改革を推進するとともに、金融市場・労働力市場・不動産市場・技術市場などを発達させる「統一的、開放的な市場体系」、③財政・税制・投資・計画体制などの改革を通して市場指向の、需要と供給のバランスを調整できる「マクロ・コントロール」のメカニズム、④効率を優先とし、兼ねて公平を配慮した収入分配制度、⑤年金・失業保険・医療保険などを含めた「多層的社会保障制度」であり、それらの成立基盤は、「公有制を主体とし、各種の経営形態がともに発展する所有制」であるとされた（前掲・朱建栄『江沢民の中国』）。

改革開放経済のもとで国有企業の経営悪化、民間・外資の非公有制部門の比重増大にともな

い、1982年制定の現行中国憲法は1988年の改正で、「私営経済は社会主義公有制経済の補充」とされ、「国家は私営経済の合法的な権利と利益を保護する」と規定された。しかし、1992-93年以降の社会主義「市場経済」の実勢は非公有制部門の拡大と重要性を明確にしており、1997年9月の第15期党大会で所有制に関する論議が提起されて、「公有制が主体であるとの条件のもとで多様な所有制を発展させる」ことが確認され、民間企業や外資などの「非公有制経済も社会主義市場経済の重要な要素である」と位置づけられた。さらに、「財産に関する法律制度を完備し、法によって各種企業の合法的權益と公平な競争を保護しなければならない」と指摘されたのである（朝日新聞1999.1.19）。民間企業は、1998年末の段階で（従業員8人以上の）私営企業が百万社以上、（同7人以下の）個人経営＝「个体戸」が三千万近く、被雇用者は七千万人以上いるといわれるが、1998年3月に開かれた全国人民代表大会（全人大）において、中華全国工商業連合会はこの党大会の精神を憲法に反映すべきだと考えて個人の収入や私有財産を保護するための憲法改正を提案した（経叔平氏＝全国政治協商會議副主席、朝日新聞1999.2.3）。その理由として、「国有企業の活路は民営化、私有化にある。私有財産保護を規定すれば民間企業経営者の恐怖も消える。共産党の党名も『中国社会党』と改めてはどうか」と指摘する意見もある（曹思源氏＝経営コンサルタント・破産法の第一人者、朝日新聞・同）。

本年3月に開催された全人大では、1月末に共産党中央委が全人大常務委員会に提出した憲法改正案のうち、憲法序文に鄧小平理論を明記することと、「非公有制経済も社会主義市場経済の重要な要素である」という私営経済を重要視する規定は採択されたが、先にも提案されていた私有財産を憲法的に保護する規定は常務委より改正案として提出はされなかった。中国社会科学院（日本の内閣法制局に類似する機能を併せ持つ）では物権法の起草が進められているので、党大会の決定は立法措置としては実現する見通しがあるが、個人および民間企業の私有財産権を憲法的権利として保護することには、「社会主義」市場経済（公有制経済優位）論の側からする一種の巻き返しの反対があったのではなかろうか（参照：佐々木真「朱熔基首相の改革にデフレの試練」世界週報1999.4.20）。

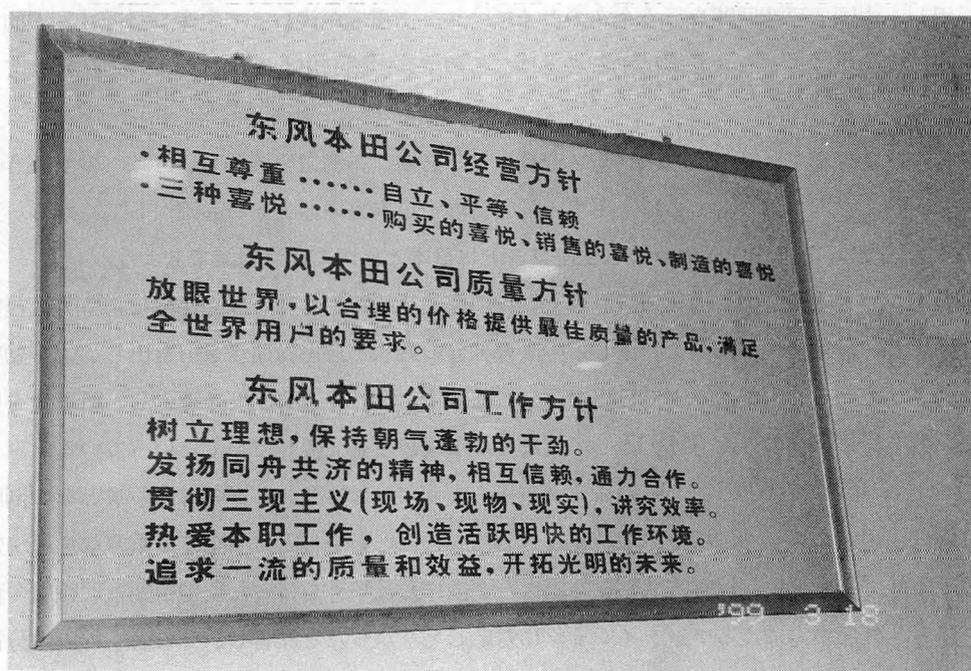
日本からの進出企業の経営者の方々が、中国政府の経済的・政治的危機における私有財産没収の危険性について危惧の念を持っておられるのかどうかは、ついにお聞きするチャンスがなかった。しかし、「分社化」や「現地化」の言葉が聞かれたことから判断すると、最終的には「中国人の、中国人による、中国人のための会社・企業」となることを予定して中国人企業人の経営マインドを養成してしている経営者もおられるのではなかろうか。

おわりに

前回の中国訪問で抱いた中国社会における「公的なるもの」「公共性」の形成と熟成への私

の関心は、北京滞在中に中国における「市民社会」形成の研究関心へと発展した。同時にそれは、法治観念（民主と法治、“支配の法”から“法の支配”へ）や人権意識への関心にもつながった。

文化大革命終結後の改革開放路線、社会主義市場経済の時代は、民衆意識を「公」から「私」へ、国家中心から個人中心へと転換したが、しかし同時に極端な利己主義の氾濫（自由放任主義、特権の横行・拝金主義・政治の腐敗・汚職・商業道德の低下など）をもたらし、旧価値観（「大鍋飯」意識）の崩壊後に新価値観がまだ形成されずに「信念の危機」が進行している危険な状況（「为人民服务」や「大公無私」のスローガンも空洞化・形骸化）をだれがどのように再建・再生するのであろうか。これらの事実の歴史的過程を分析して自由主義・個人主義の健全な発展の可能性を指摘する議論（姜克實・前掲書）もあるが、個人の自律を意味する「市民的社会的公共性」の形成なくして危険な状況の克服はありえないのではなかろうか。その意味で市民がさまざまな団体を結成する「結社の自由」の完全な保障を重視したいと思う。この問題意識は、法学研究所合宿研究会（1999.2.17）での報告＝「中国の『市民社会』研究について－在外研究・雑感もまじえて－」で述べた（『法学研究所所報 1999年度』に発表予定）。



ホンダの合併企業（東風本田）＝古川団員撮影